

第 4 章 人権教育・啓発を推進するための 環境整備

1 共生と協働のネットワーク

(1) 生涯学習としての人権学習

複雑化・成熟化した社会にあって、人々は絶えず新たな知識・技術を習得していくことが必要であり、豊かで充実した人生を送るためには、生涯にわたって学習に取り組むことが求められています。人権学習は、それを学習する個人の知識や理解の力を深化させるだけでなく、家庭や職場や地域において人権の課題を共に学び、協力し励まし合って問題解決に取り組んでいくことで、生涯学習として充実し発展していくことが期待されます。

(2) 市民との協働による人権尊重のまちづくり

学んだことを「地域づくり」に役立てることで、私たちは大きな充実感や生きがいを得ることができます。市民との協働で、人権に関する学習会を企画したり開催したりすることを通して、さまざまな人権課題の解決に向けて積極的なはたらきかけのできるまちづくりを進めます。

(3) 啓発・学習資料及び情報の提供

人権学習をより効果的に進めるためには、学校教育、社会教育、青少年教育、職場啓発等分野において適切な資料や学習プログラムの促進が必要となります。本市は、各種研修資料・リーフレット・冊子・DVD等の活用、ワークショップ等のグループ体験・参加型学習の紹介、また、地域人権教育推進指導員等への助言を通して、啓発・学習資料及び情報の提供に努めます。

(4) 指導者の資質向上と育成

本市は、偏見・差別の解消をめざすため、すべての地域に、公民館を拠点とする地域人権教育推進委員会を設置しています。市民が、在住する地域の人権教育推進委員長・推進指導員を中心に主体的に研修会・学習会を実施することで、人権を尊重して行動できる人として資質の向上を図るとともに、ボランティア活動団体をはじめ各種団体とも連携し、こうした指導者の育成と拡大に努めます。

(5) 「あったかハートコーナー」の充実

人権啓発センター内にある「あったかハートコーナー」では、人権啓発資料や書籍・

リーフレット等を作成・収集・展示し、来所者に対する学習相談のほか視聴覚器材、DVD教材の貸出しを行います。今後、人権ライブラリー機能を一層充実させ、（公財）人権教育啓発推進センターをはじめ、人権教育に関する機関や施設の最新情報の把握・収集に努め、市の広報紙やホームページ、ラジオ放送等を通して紹介をします。

また、各地域、学校等で実施される人権研修の企画・運営の相談にのったり、市民からの来所、電話、メール、文書等による相談、要望、質問、苦情などに対して、誠意をもって公正、適切かつ迅速に対応したりすることに努めます。

(6) あらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政運営

すべての行政部局が、あらゆる行政施策を推進するにあたって、「人権尊重」を個人や組織の行動や価値判断の基本とします。

施策の推進にあたっては、インターネットなどによる広報・広聴やパブリックコメントにより市民のニーズを公平かつ的確に把握し、市民の市政への参加を促し、開かれた市政の推進に努めます。

各人権政策課題について積極的な情報公開に努めるとともに、プライバシーの保護については、その対策のための措置を講じ、人権侵害の防止に努めます。職員一人ひとりが、市民の負託を受けた公務員として、常に人権の尊重を視野に入れ公共の福祉に奉仕するという意識をもち、公平・公正な判断、誠実な対応、明瞭な手順により職務を遂行します。

2 国、県、他市町村及び関係機関等との連携

人権教育・啓発を進めるには、国、県、他市町村及びさまざまな機関や市民が、それぞれの目的に向けて意思を統一し協力し合う必要があります。本市は、お互いの連携を密にして地域の実態の把握に努め、人権に配慮した住みよいまちづくりを進めます。

(1) 国・県・他市町村との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するため、啓発用の資料・DVD、外部講師等それぞれが保有する人権関連情報を相互に提供し合うことで、国・県や他市町村との連携を強化するよう努めます。

(2) 外部関係団体・民間団体との連携

本計画の実効性を高めるには、民間団体等においても人権教育・啓発の取組が積極的

に展開される必要があります。各種団体に人権教育・啓発の取組の充実を促すとともに、各種生涯学習施設等を人権教育・啓発の場として積極的に活用し、講師や教材についても適切な助言、紹介等の情報提供を行います。

また、人権関係のNPO（非営利組織）の果たす役割がより一層高まっています。啓発資料の相互の提供や情報の交流を行うなど、効果的な人権教育・啓発が推進できるよう努めます。

3 人権教育・啓発のための庁内推進体制

(1) 「岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部」の設置

本計画に係る施策について総合的かつ効果的に推進するため、「岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部」を設置します。

① 推進本部の役割

- ア 岐阜市人権教育・啓発行動計画を策定すること。
- イ 行動計画に基づく人権教育・啓発の推進に関すること。

② 組織の概要

- ア 市長を本部長に、副市長を副本部長に充てる。
- イ 本部員は、部長級職員を充てる。
- ウ 所掌事務の調査検討をするため、庁内政策課長で組織する幹事会を置く。
- エ 幹事会に作業部会を設置し、具体的事項の検討をする。
- オ 作業部会は、岐阜市の人権教育・啓発行動計画を横断的・効果的に実施していくために、ワーキングメンバーとして庁内での連絡調整及び情報を提供する。
- カ 作業部会担当者は人権教育・啓発推進協議会に出席して、各界市民の意見を聞きながら情報提供及び意見交換を行う。

(2) 「人権に関する市民意識調査」の実施と活用

人権問題に関する意識調査を定期的（概ね5年ごと）に実施することで、市民の意識の変化を把握することにより、人権教育・啓発行動計画策定のための基礎資料とします。また、今後の人権教育・啓発について検討する資料としても活用します。